

## 薬学教育改革

平成 18 年度より学校教育法が改正され（平成 16 年 5 月 21 日公布）、大学の薬学教育制度及び薬剤師国家試験制度が変わりました。

① 薬剤師養成のための薬学教育は 6 年制となりました。

医療技術の高度化、医薬分業の進展等に伴い、高い資質を持つ薬剤師養成のための薬学教育は、学部の修業年限が 4 年から 6 年に延長されました。

② 多様な分野に進む人材の育成のため、4 年制の学部・学科も置かれています。

4 年制学部からは、大学院へ進み、製薬企業や大学で研究・開発に携わる人材をはじめとして、薬剤師としてではなく、薬学の基礎的知識をもって社会の様々な分野で活躍する多様な人材が輩出されることが期待されています。

③ 薬剤師国家試験受験資格が変わりました。

学校教育法の改正に伴い、薬剤師法も改正され（平成 16 年 6 月 23 日公布）、薬剤師国家試験を受けることができるのは、原則として、6 年制学部・学科の卒業者とされています。

ただし、4 年制学部・学科の学生については、平成 29 年度までの入学者に限り、大学を卒業した後、薬学関係の修士又は博士の課程を修了し、さらに 6 年制学部の卒業生に比べ不足している医療薬学系科目や実務実習等の単位を、追加で履修し、6 年制学部の卒業生と同等であると厚生労働大臣が個別に認める場合にのみ、薬剤師国家試験を受験することができるとされています。

以上、文部科学省のホームページ ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/01\\_d/08091815.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/01_d/08091815.htm))

より抜粋